

2025 年度 社会学部・社会学研究科

「学部・大学院修士課程 5 年一貫教育プログラム」

履修ガイド

大学院教育専門委員

井頭昌彦・竹中歩

1. プログラムの概要

- ・5 年一貫教育プログラムを履修する 4 年生（以下「5 年一貫 4 年生」）は、公式には学部生だが、カリキュラム上は大学院生に準じた扱いを受ける。学部生としては、他の 4 年生と同様に卒業論文（修士論文中間レポート）を含む学部卒業単位を取得することで、学士号を授与される。大学院のカリキュラム上は、学部 4 年次が修士課程 1 年次、修士課程 1 年次が同 2 年次と同等とみなされる。
- ・5 年一貫 4 年生は、社会学研究科の修士課程入学試験に合格することで、修士課程 1 年間の在学中で修士号を取得することができる。入学試験は「特別選抜」、「秋期一般選考」、「春期一般選考」のいずれを受験してもよい。
- ・本プログラムの履修によって取得した学位（学士号・修士号）は、標準修業年限（学部 4 年・修士 2 年）で取得される学位と同一である。

2. 大学院科目の履修について

[履修登録]

- ・5 年一貫 4 年生は、学部卒業のための科目として学部科目を、修士課程修了のための科目として大学院科目を履修する。
- ・5 年一貫 4 年生の学部科目の履修登録は、抽選科目を含め他の学生と同じく CELS 上で行う。
- ・5 年一貫 4 年生が大学院科目を履修登録する場合は、大学院『学生便覧』および CELS で開講科目とシラバスを確認の上、必要事項を「履修登録用紙（5 年一貫 4 年生用）」に記入し、履修登録期間中に社会学研究科事務室に提出する。
- ・5 年一貫修士 1 年生は、CELS 上で履修登録を行う。

[履修撤回]

- ・5 年一貫 4 年生が学部科目を撤回する場合は CELS 上で行う。
- ・5 年一貫 4 年生が大学院科目を撤回する場合は CELS 上で行う。もし CELS 上で撤回ができなかった場合に限り、履修撤回期間内に社会学研究科事務室にメールで連絡する。
- ・5 年一貫修士 1 年生が履修撤回する場合は CELS 上で行う。

[学部・大学院共修科目の履修に関する注意点]

- ・ 共修科目は、学部科目または大学院科目のどちらか一つとして履修できる。履修登録を行えば、事後的に変更することはできない。
- ・ 共修科目は、学部科目として履修済みであっても、大学院科目として改めて履修することができる。この場合、上書き再履修の対象にはならない。
- ・ 抽選科目となっているものは、大学院科目として履修する場合、抽選の対象とならないため、抽選期間中に登録する必要はない。大学院科目の履修登録期間中に履修登録する。
- ・ 大学院科目として修得した場合は、学部の卒業要件には含まれない。

[大学院ゼミ]

- ・ 大学院ゼミの主ゼミ（「第一演習」）は、春夏学期、秋冬学期にそれぞれ履修する。「第一演習」の担当教員が大学院での指導教員となるため、プログラム出願時に署名をもらった教員のゼミを履修する。
- ・ 副ゼミ（「第二演習」）も履修することが推奨される。
- ・ 大学院ゼミの履修の際には、初回の前に教員にメールで履修の希望を伝えておくことが望ましい。
- ・ 学部4年次に、学部後期ゼミと大学院「第一演習」の両方を履修しないと、2年間（4年生＋修士1年）で修士号が取得できなくなるので気を付けること。
- ・ 学部卒業を遅らせて4年生を2年間在学した場合でも、大学院進学後に「第一演習」を4単位分履修する必要がある。

[大学院必修科目]

- ・ 総合社会科学専攻では「社会科学研究の基礎」2単位が、地球社会研究専攻では「地球社会研究の基礎」2単位がそれぞれ必修となっているが、これらについては修士1年次に履修することを推奨している。プログラム履修者はできるだけ4年次に履修することが望ましい。
- ・ 必修科目「リサーチワークショップ」は、修士論文提出年度に履修。

[他研究科の講義科目]

- ・ 他研究科の講義科目は、規則上、履修することができない科目を除き、履修することができる（当研究科の規則、他研究科の規則を学生便覧等により、よく確認すること）。但し、担当教員に受入可能か事前に問い合わせて了承されたうえ、履修登録をすること。また、指導教員とも履修計画について相談したうえで履修登録をすること。

[CAP 制・GPA・大学院科目認定上限]

- ・ 5年一貫4年生が大学院科目として登録した科目は、CAP 制の対象になるが、GPA の対象とはならない。

- ・5年一貫4年生が大学院科目を履修した場合、修士修了のための単位として認定されるのは16単位が上限となる。16単位のうち第一演習は4単位、第二演習と他研究科の演習は合計4単位が上限である。

[5年一貫4年生時に大学院科目を履修しない場合]

- ・大学院科目は春夏・秋冬の年2回の履修登録が必要。
- ・いずれかの学期に「第一演習」を含む大学院科目を一切履修登録しない場合でも、大学院科目登録用紙を提出する必要がある。その場合、大学院「第一演習」を履修しないことを指導教員に伝え、登録用紙の「第一演習」欄に、「登録しない」と記入して提出すること。
- ・「第一演習」は履修しないが大学院科目は履修する場合も、「第一演習」欄には「登録しない」と記入すること。

3. 修士課程の修了要件について

- ・5年一貫4年生時に修得した大学院科目の単位は、大学院進学後に16単位を上限として修士修了単位として認定される。2年間（学部4年生＋修士1年生）で計30単位を充たすよう計画的に履修すること。
- ・大学院社会学研究科には、総合社会科学専攻と地球社会研究専攻の2専攻があり、必修科目のみが異なっている。大学院『学生便覧』を参照し、修了要件等をよく確認したうえで履修計画を立てること。なお、進学時に専攻を変更することも可能。
- ・概要は以下の通り。

総合社会科学専攻	地球社会研究専攻
「第一演習」（8単位）	
「リサーチワークショップ」（2単位）	
「社会科学研究の基礎」（2単位）	「地球社会研究の基礎」（2単位）
残り18単位以上を社会学研究科、他研究科の大学院科目や第二演習から履修 ※学部科目は不可	
※計30単位のうち10単位以上を、社会学研究科の研究科共通科目及び研究科専門科目 （演習及びリサーチワークショップを除く）から修得する必要がある	
修士論文の提出と最終試験合格	

4. 留年・休学・留学について

- ・5年一貫4年生を経て学部を卒業し、大学院には進学しないことも可能（修得した大学院科目の単位は学部の成績証明書に記載される）。

- ・留学などの事情で、学部の卒業に2年以上かかった場合も、大学院在学1年間での修士修了資格は継続する。
- ・9月卒業の場合は、卒業する年度内に実施される修士課程入学試験に合格し、翌年4月に大学院に進学した場合は資格を維持できる。
- ・修士課程進学後1年間で修了できない場合は、標準年限の大学院生と同様の扱いとなる。
- ・2年間（学部4年次＋修士1年）の間に留学に行く場合は、海外からゼミへの参加ができるか、卒業論文の提出ができるか、リサーチワークショップへの参加ができるかなど、指導教員に確認を取ること。

5. 5年一貫プログラム参加辞退について

- ・5年一貫4年生で、5年一貫プログラムからの参加を辞退したい者は、その旨を社会学研究科事務室教務担当まで連絡すること。この場合、大学院科目履修登録用紙を提出する必要はない。
- ・いったん辞退した場合でも、大学を中途退学または卒業した場合を除き、プログラム履修資格自体は維持される。4年次の在学中に辞退を撤回することは可能。

6. その他

- ・図書館の貸出冊数は大学院生扱い、購入申請上限も大学院生扱い（10万円）となる。
- ・学部4年次に提出する卒業論文は、「修士論文中間レポート」という位置づけになる。卒業論文の内表紙に「学士論文（5年一貫教育プログラム 修士論文中間レポート）」と記す。提出期限や提出方法は卒業論文と同じであり、例えば、提出に際しては製本も必要。

※履修やその他制度についてご不明な点があれば、遠慮なく事務室にお問い合わせください。また進路・キャリアなどに関する質問については、指導教員の他、5年一貫プログラム担当教員や大学院教育専門委員にお尋ねください。